

公安委員会  
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（千葉県）に対する  
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成25年3月7日  
給与厚生課

(略)

## 1 概要

地方自治体の事務に係る国の法令による「義務付け・枠付け」については、地方公共団体の自主性の強化、自由度の拡大を図るため、これまで3次にわたる見直しが行われてきたところ、今般、第4次の「義務付け・枠付け」の見直しを行うもの。

## 2 警察関連項目

### (1) 災害対策基本法等に基づく緊急通行車両の確認

大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の都道府県知事又は都道府県公安委員会による確認については、当該緊急通行車両を事前届出することで災害発生時に迅速な確認ができることを地方公共団体に対し通知する。

### (2) 各種業法の欠格要件への暴力団排除条項の追加等

- 建設業の許可、解体工事業者の登録等の基準について、法改正の機会をとらえて、法律で欠格要件等に暴力団員等を加える方向で検討する。
- 児童福祉施設の認可等については、地方公共団体が条例で定める施設・サービスの設備等に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた許可等を行うことが可能である旨を明記する。

## 3 今後の予定

3月8日(金) 地方分権改革推進本部第1回会合

3月12日(火) 閣議決定

<p>公安委員会 説明資料No. <b>3</b></p>	<p>消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正等に関する特別措置法案について</p>	<p>平成25年3月7日 総務課 生活安全企画課 交通企画課</p>
-----------------------------------	--	--

## 1 概要

### (1) 目的

消費税の価格転嫁拒否等の行為の是正等に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保しようとするもの。

### (2) 特定事業者の遵守事項

特定事業者（中小事業者等から継続して商品又は役務の供給を受ける者）は次に掲げる行為をしてはならない。

- 特定供給事業者の意に反して、商品又は役務の対価の減額等を行うことにより消費税の転嫁を拒むこと
- 特定供給事業者の意に反して、消費税の転嫁と引換えに経済上の利益を提供させること
- 転嫁拒否事実の主務大臣等への通知を理由とする不利益な取扱い

### (3) 主務大臣の業務

ア 違反を防止又は是正するための特定事業者に対する指導・助言

イ 特定事業者が(2)に違反した場合の公正取引委員会への措置請求

ウ 特定事業者等に対する報告徴収・立入検査

※ 国家公安委員会が所管する事業（警備業、風俗営業、自動車教習所業等）については、国家公安委員会が主務大臣とされる。

※ 国家公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会が行うこととすることができる。

### (4) 公正取引委員会による措置

公正取引委員会は、特定事業者について(2)に係る違反行為を認めるときは、勧告及び公表を行う。勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく措置（排除措置命令や課徴金の国庫納付命令）に移行する。

### (5) 施行期日

消費税率引上げ日（平成26年4月1日）前の政令で定める日

## 2 今後の予定

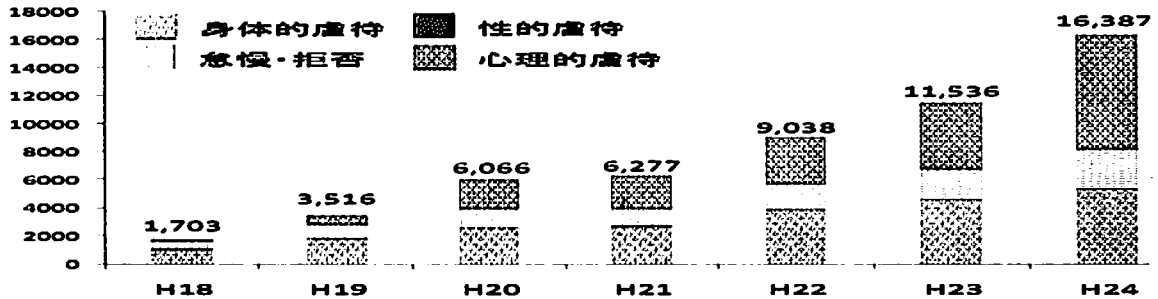
法案については、3月15日に閣議決定される予定。

なお、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）が内閣府及び各事業所管省庁（警察庁を含む。）に設置され、電話相談又はメール相談に対応することとされる。（平成25年10月1日に運用開始予定。）

### 1 児童虐待

- 通告児童数は急増し、過去最多。
- 検挙件数等も過去最多。被害児童数に占める死亡児童数の割合は過去最少。
- 身体的虐待で検挙された加害者の4分の3は男性（死亡事件に限れば実母が4分の3）。

児童虐待に係る児童相談所への通告児童数



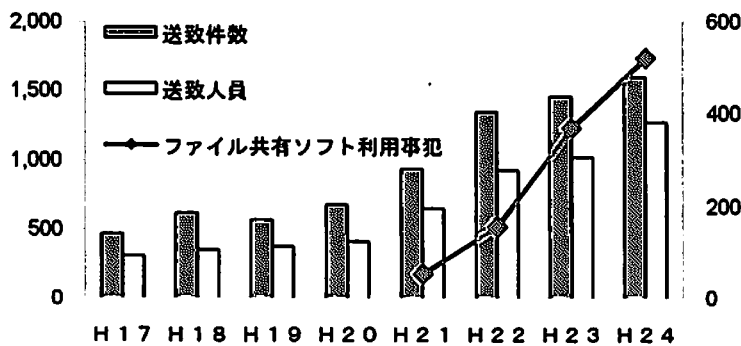
児童虐待事件の検挙状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検挙件数	297	300	304	334	352	384	472
身体的虐待	199	211	205	234	270	270	344
性的虐待	75	69	82	91	67	96	112
怠慢・拒否	23	20	17	9	15	17	10
心理的虐待	0	0	0	0	0	1	6
検挙人員	329	323	316	365	385	409	486
被害児童数	316	315	316	346	360	398	476
うち死亡児童数	59	37	45	28	33	39	32
構成比	18.7%	11.7%	14.2%	8.1%	9.2%	9.8%	6.7%

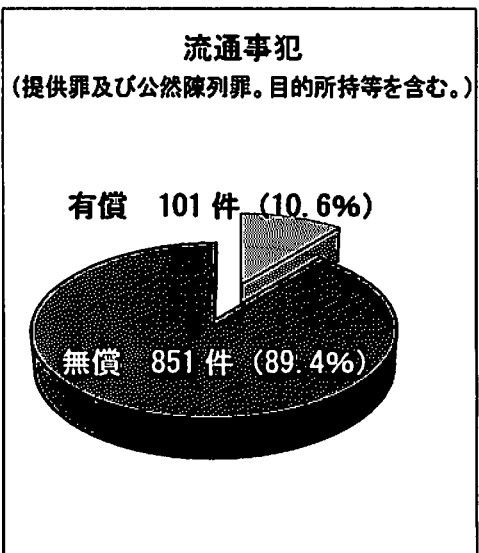
※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

### 2 児童ポルノ事犯

- 送致件数・人員はいずれも過去最多。ファイル共有ソフト利用事犯が急増。
- 被害者の約半数は抵抗するすべを持たない低年齢児童で、その約8割が強姦・強制わいせつ的手段により製造。
- インターネット上に流出した画像は回収困難であり、10年以上前に製造された画像が未だに流通。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
送致件数	470	616	567	676	935	1,342	1,455	1,596
ファイル共有ソフト利用事犯	—	—	—	—	54	156	368	519
送致人員	312	350	377	412	650	926	1,016	1,268



<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>遠隔操作ウイルス「iesys.exe」を使用した犯行予告事件被疑者の再逮捕について (警視庁・神奈川県警察・三重県警察・大阪府警察)</p>	<p>平成25年3月7日 捜査第一課 情報技術犯罪対策課 情報技術解析課</p>
<p>1 被疑者 住居 東京都江東区 職業 30歳</p> <p>2 逮捕関係 逮捕日時：平成25年3月3日（日）午後2時51分 逮捕罪名：偽計業務妨害（刑法第233条） ～ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 航空機の運航阻害（航空機の強取等の処罰に関する法律第4条） ～ 1年以上10年以下の懲役 逮捕種別：通常逮捕</p> <p>3 事案の概要 被疑者は、 (1) 平成24年7月29日午後9時45分ころ、遠隔操作ウイルス「iesys.exe」に感染した大阪府在住の男性のパーソナルコンピュータを遠隔操作して大阪市が管理するウェブサイト上に、「来週の日曜ヲダロードで大量殺人する」などの内容の電子メールを送信した結果、警戒業務等を強化させるなどし、もって偽計を用いて区役所職員などの通常業務の遂行を妨害し、 (2) 平成24年8月1日午後1時19分ころ、同男性のパーソナルコンピュータを遠隔操作して、A 株式会社のウェブサイト上に、「ニューヨーク・ケネディ行き B 便に我々の同志が爆弾を持ち込んだ」などの内容の電子メールを送信した結果、航行中の航空機が成田国際空港に引き返すことを余儀なくされるなど、同機の正常な運航を阻害したものである。</p> <p>4 参考 (1) 2月10日に逮捕した威力業務妨害事件（コミックマーケットにおける殺害予告）については、処分保留。 (2) 上記3(1)の事件は、昨年8月、大阪府警察において、大阪府在住の男性を誤認逮捕した事件である。</p>		

## 1 現状

- 近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団による暴行、傷害等の犯罪が続発。
- この種の集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を敢行。これらの暴力団に準ずる集団（以下「準暴力団」という。）に属する者の中には、暴力団等との密接な関係がうかがわれるものも存在。
- 準暴力団に属する者による違法行為を取り締まり、暴力団等との人的・資金的なつながりを遮断することが重要。

### （事件例）

- 1 平成21年から22年にかけて、暴走族の元構成員らが、インターネット上にぱちんこの打ち子を募集する虚偽の広告を掲載し、応募者から登録料等の名目で現金を振り込ませて詐取した。（平成24年9月検挙）
- 2 平成23年12月、暴走族の元構成員らが、六本木所在の飲食店内において、山口組系暴力団員ら5人に酒瓶で頭部を殴打するなどの暴行を加えて重軽傷を負わせた。（平成25年1月検挙）
- 3 平成24年9月、暴走族の元構成員らが、六本木所在の飲食店内において、客の男性に金属バットで頭部を殴打するなどの暴行を加えて死亡させた。（平成25年1月検挙）

## 2 対策

### （1）実態解明の徹底

- 準暴力団に属する者・人脈、活動実態、資金源等の解明
- 生活安全部門、交通部門等との連携

### （2）違法行為の取締りの強化

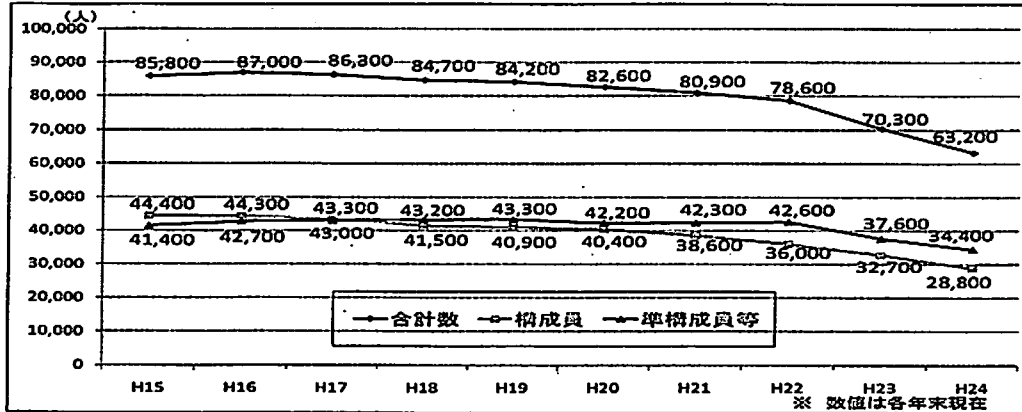
- 人的・資金的な打撃を与える効果的な取締りの推進
- 犯罪組織への突き上げ捜査の徹底
- 資金源の遮断と犯罪収益の剥奪

### （3）情報共有の推進

- 情報管理システムへの情報の蓄積
- 分析結果の共有と実態解明・取締りへの活用

1 暴力団構成員等の情勢

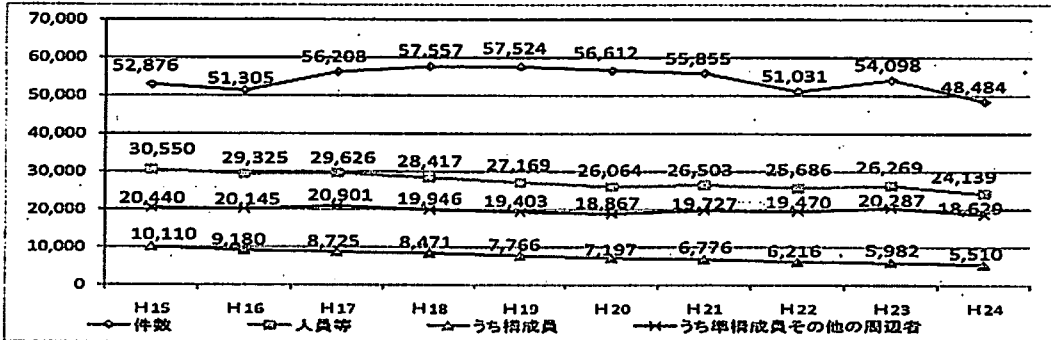
暴力団構成員等の推移



1～  
11頁

- 構成員及び準構成員等のいずれも暴対法施行後過去最少
- 山口組は、暴力団構成員全体の45.5%を占め、依然として一極集中が顕著

検挙状況の推移



- 検挙件数及び検挙人員が共に減少
- 山口組・弘道会直系組長等の検挙人員の推移

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23	H24	増減
山口組直系組長		2	4	6	25	17	23	6
弘道会直系組長		—	—	3	11	19	5	-14
弘道会直系組織幹部		—	—	14	32	42	27	-15

※ 19年、20年については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

2 事業者襲撃等事件・対立抗争事件

- 事業者襲撃等事件は、20件（-9件）発生
- 道仁会と九州誠道会の対立抗争に起因する不法行為は、6回（-7回）発生

11～  
14頁

3 暴力団排除の推進

- 警察庁のサーバと日証協のサーバを接続し、顧客の暴力団構成員等該当性についての照会に応じるシステムの運用を開始
- 各省庁、自治体、業界団体等と連携を図りながら、東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を推進
- 復旧・復興事業に関連した暴力団犯罪の検挙件数が増加（19件（+2件））

33～  
42頁

4 今後の取組方針

- (1) 事業者襲撃等事件の捜査の徹底と保護対策の強化
- (2) 対立抗争事件の捜査の徹底と抗争の拡大防止
- (3) 山口組・弘道会対策の推進
- (4) 暴力団排除の推進

公安委員会 説明資料No. 8	武蔵野市における強盗殺人事件の 検挙について（警視庁）	平成25年3月7日 国際捜査管理官
<p>1 発生日 平成25年2月28日午前1時50分ころ</p> <p>2 発生場所 東京都武蔵野市吉祥寺本町の路上</p> <p>3 被害者 住居 東京都武蔵野市 職業 (22歳)</p> <p>4 被疑者 (1) 国籍 住居 東京都武蔵野市 職業 A男 (17歳) (2) 国籍 住居 不定 職業 B男 (18歳)</p> <p>5 事案の概要 被疑者らは共謀の上、金品を強取しようとして、上記日時・場所において、同所を通行中の被害者に対し、殺意をもって、所携の刃物様のもので背部等を数回突き刺し、被害者所有のトートバック等を強取し、殺害したものの。</p> <p>6 被疑者の逮捕 (1) A男については、本年2月28日、昨年11月に発生した占有離脱物横領事件の被疑者として通常逮捕し、翌3月1日に強盗殺人罪で通常逮捕(再逮捕)。 (2) B男については、本年3月3日に強盗殺人罪で通常逮捕。</p>		



## 1 経緯

平成20年度及び21年度に実施した、常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究の結果を踏まえ、平成23年6月から酒気帯び運転等の違反者に対する新しい取消処分者講習（飲酒取消講習）を試行実施中のところ、今般、全国実施することとしたもの。

## 2 試行実施結果（再犯状況）の検証

取消処分の原因となった違反の中に飲酒運転の違反がある者又は無免許で飲酒運転の違反がある者を対象とし、①平成23年中に従来の取消処分者講習を受講した者で、その後の1年間の違反状況を確認した者（10,064名）②試行実施中の府県警察における半年間での飲酒取消講習受講者のうち、その後の1年間までの違反状況を確認した者（681名）について、再犯率は以下のとおりであり、飲酒取消講習について一定の効果が認められた。

	飲酒運転の違反	その他の違反
従来の取消処分者講習	0.54%	21.23%
飲酒取消講習	ゼロ	15.57%

\* 飲酒運転の違反とは、酒気帯び運転、酒酔い運転及び危険運転致死傷罪でアルコールの影響によるものをいう。

## 3 試行実施受講者に対するアンケート調査

飲酒取消講習に関するアンケート調査（回答数：609名）では、

- ・ 講習を受けている間に飲酒量が減った：443名（72.7%）

といった結果のほか、

- ・ 日記を毎日書くことで飲酒に対する意識がかなり変わった等の自由回答が寄せられた。

## 4 今後の方針

本年4月1日から、飲酒取消講習を全国実施する。

なお、全国実施後においても、引き続き、飲酒取消講習受講者と従来の取消処分者講習受講者の再犯状況を比較検証し、必要に応じて、カリキュラムの見直しを図っていくこととする。

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、御家族の心情に配慮し、真相解明に向けた警察の取組を更に強化するため、警察庁外事課に10名程度の体制による「特別指導班」を設置し、都道府県警察を巡回・招致して以下を実施する。

### 1 詳細事項についての捜査・調査の担当官への直接指導

事情聴取、裏付け、DNA型鑑定資料の採取等の捜査項目について、事案ごとに実施状況を確認し、より適切な実施に向けて個別具体的に指導を行う。

### 2 事案の現場実査

必要に応じ失踪現場等を実際に確認し、その結果を指導内容に反映させる。

### 3 都道府県警察間の協力体制の構築

複数の都道府県に跨る事案については、関係都道府県警察が協力して効率的・効果的な捜査・調査を行うよう調整を図る。

公安委員会 説明資料No. 11	在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応 に関する検証委員会検証報告書について	平成25年3月7日 国際テロリズム対策課
<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在アルジェリア邦人に対するテロ事件の発生を受け、当該事件の対応に関する検証を行うこととされた。</li> <li>・ 1月29日以降、計3回にわたり、官房長官の主導の下、内閣官房や関係省庁の局長クラスから構成される検証委員会が開催され、2月28日、同委員会において、検証報告書（別添参照）が取りまとめられた。</li> </ul> <p>2 検証報告書の主な内容（警察庁関係）</p> <p>(1) 現地での情報収集活動についての検証</p> <p><u>TRT-2（国際テロリズム緊急展開班）のより迅速な派遣を実現させるためには、あらかじめメンバー全員に数次旅券を発給しておくなど、平素から準備措置をとっておくことが適当。</u></p> <p>(2) 平素からの情報収集体制についての検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>警察出身のアタッシェ及び警備対策官の体制を強化し、治安情報機関など任国関係当局との接触や出張等を通じた多様な情報収集活動を強化すること等について、検討する必要がある。</u></li> <li>・ <u>TRT-2による情報収集活動を更に強化するためには、指揮体制の強化、装備資器材の充実、派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成等についても検討する必要がある。</u></li> </ul> <p>(3) 被害者等への対応についての検証</p> <p><u>海外において多数の被害者が発生する事件・事故に備えて、外務省を中心とし、警察等の専門家も加えたDVI（身元確認）チームの整備について検討する必要がある。</u></p> <p>3 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「在留邦人・企業の保護の在り方に関する有識者懇談会」（座長：宮家邦彦立命館大学客員教授）が、3月1日に第1回会合を開催。5月の連休前に提言を取りまとめる予定。</li> <li>・ 与党・在外邦人の安全確保に関するプロジェクトチームも、提言を取りまとめ。</li> <li>・ 警察においても、検証報告書等を踏まえ、平素からの情報収集・分析体制の強化、TRT-2派遣体制の拡充等を推進する予定。</li> </ul>		<p>4頁</p> <p>7頁</p> <p>13頁</p>

1 被害状況 (3/6現在)

死者：15,870人 (9/5現在) → 15,881人 (+11人)

行方不明者：2,846人 (9/5現在) → 2,676人 (-170人)

負傷者：6,137人

全壊：128,942戸、半壊：269,253戸、床上・床下浸水：35,420戸

2 警備体制

- ・ 発災以降、全ての都道府県警察から延べ108万人以上の警察職員を派遣 (岩手：約26万人、宮城：約34万人、福島：約48万人)
- ・ 最大時で約4,800人の警察職員を派遣し、3県合計で約12,800人体制を確保 (岩手：約1,400人、宮城：約1,900人、福島：約1,500人)
- ・ 現在、福島県に約440人を派遣中。警戒区域周辺における検問や警らに従事。

3 行方不明者の捜索状況【1・2頁】

- ・ これまでに延べ約46万人を捜索に投入。この半年間では、一般人の通報等により新たに発見された3体を含め、10体の身元を確認。今後も集中捜索を継続。

4 身元確認の状況【3頁】

- ・ 被災3県の収容死体の全てについて検視等を完了。このうち、2月末現在で身元確認が済んだ遺体は15,679体 (99.2%)であり、昨年9月12日以降で更に89体の身元を確認。身元不明の遺体は132体まで減少。
- ・ 身元確認の方法は、時間の経過に伴い、DNA型親子鑑定を併用した身元確認の割合 (注) が増加 (注 平成24年9月から本年2月までの間の割合は88.8%)。
- ・ 被災3県において、似顔絵の作成・公表により、合計22体の身元を確認するとともに、ガン検診時等の保管検体の提供を受けてDNA型検査を実施し、8体の身元を確認
- ・ 被災3県の身元確認済死体数のうち65歳以上の割合が56.5%。
- ・ 被災3県の死者のほとんどが溺死によるもの (14,308体：90.5%)。以下、焼死 (145体：0.9%)、圧死・損傷死・その他 (667体：4.2%) など。

5 被災地における犯罪情勢【4・5頁】

- ・ 被災3県における、震災後2年目 (平成24年3月から本年2月までの1年) の刑法犯認知件数は、震災前1年 (平成22年3月から平成23年2月までの1年) と比較して21.8%減少。全国平均の12.9%を大きく上回る。
- ・ 福島原発周辺の警戒区域等では、長期間にわたり住民の避難が継続しているため、空き巣等の発生が顕著となっていたが、現在は、全体的に落ち着きを取り戻している。しかし、空き巣については、警戒区域の見直しに伴い、住民が被害を確認し届出するケースが未だに続いている。

6 災害に係る危機管理体制の再点検・再構築に関する主要な取組【6・7頁】

情報セキュリティをめぐる情勢の変化に鑑み、警察情報セキュリティポリシー（局長通達及び課長通達）を改正することとした。概要は以下のとおり。

#### 1 通達体系の見直し

システムを利用する者向けの通達と、システムを整備する者向けの通達とに分割。

#### 2 政府統一基準群との整合性の確保

昨年4月の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」改正（情報セキュリティ政策会議決定）を踏まえ、所要の改正を行うもの。

- (1) 区域情報セキュリティ管理者を設置し、区域のセキュリティレベルに応じて施錠、部外者の立入禁止等の対策を行う。
- (2) 携帯電話にパスワードロック等の情報セキュリティ対策を実施。

#### 3 警察情報セキュリティポリシーの実効性の向上

- (1) 都道府県内で閉じたシステムについて、警察庁に準じた対策を都道府県警察が制定。
- (2) 各所属が整備するシステムのセキュリティ要件について、あらかじめ情報セキュリティ管理者の確認を受ける。

#### 4 手続等の簡素化・明確化

- (1) 上司不在時でも登録済み媒体からのデータ読み込みを可能とする。（書出しは現行どおり上司の許可が必要。）
- (2) 機器の持出し、所在確認等の事務について、警察署長による確認を不要とし、警部相当職の職員による確認で足りることとする。